

[総合トップ](#) > [くらし・環境](#) > [食](#) > [食の安全](#) > 飲食店で実施できるコロナ対策

LINEで送る [ツイート](#)

掲載日：2020年12月8日

飲食店における新型コロナウイルス感染防止対策について

お客様に安心して食事をしていただくために、次のような対策を実施しましょう。

飲食店で実施できるコロナ対策

3密の回避

- ① 換気の実施
- ② 座席等で密にならない環境整備
 - ・アクリル板や透明カーテンなどでの遮断
 - ・座席間隔の確保
 - ・対面での配置を避けて、同一方向を向く配置を確保

感染防止対策

- ① 発熱などの症状のある方の入場制限
- ② 発熱などの症状がある従業員の出勤制限
- ③ 従業員の手洗い・消毒の徹底及びマスクの着用
- ④ トイレ等共有部及びテーブル・イスの定期的な消毒
- ⑤ 店内で使用する使い捨てマスクの配布及び使用したマスクを入れる袋の配布

安全のための設備

- ① 入口等に消毒設備や体温計の設置
- ② 共有部のタオルの撤去（使い捨てペーパータオルで代用等）
- ③ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」の利用や登録呼びかけ

写真による取り組み事例の紹介

事例1



【①店舗全体の換気】

【②入口に消毒剤の設置】



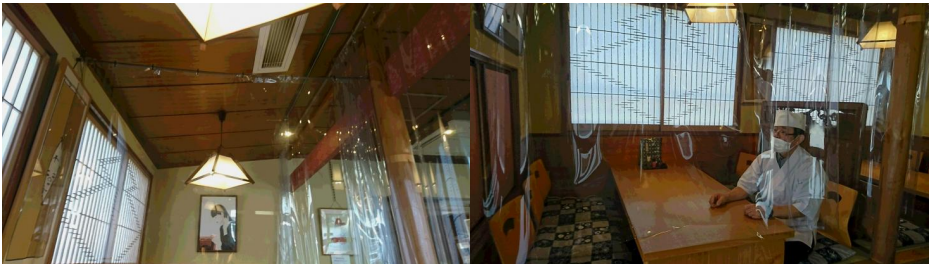
【③アクリル板の設置】

※写真撮影については朝霞市内にある飲食店「たから亭」にご協力いただきました。

事例2



【①使い捨てマスクケースの配布・使用】



【②カーテンレールの設置・ビニールカーテンの使用】

※写真撮影については行田市市内にある飲食店「堀口屋」にご協力いただきました。

お問い合わせ

保健医療部 食品安全課

郵便番号330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎5階

電話：048-830-3425

ファックス：048-830-4807

埼玉県庁 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 電話番号：048-824-2111（代表） 法人番号：1000020110001